

議案第15号

くすのき広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、くすのき広域連合規約を変更することに関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

平成26年2月24日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

くすのき広域連合規約の一部を変更する規約

くすのき広域連合規約（平成11年4月28日許可）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

経費の区分	負担割合
1 事務費関係経費	均等割 100分の20
	高齢者人口割 100分の80
2 介護認定関係経費	高齢者人口割 100分の100
3 保険給付費関係経費	高齢者人口割 100分の10
	保険給付費割 100分の90
4 地域支援事業関係経費	高齢者人口割 100分の100

備考

- 1 高齢者人口割は、前年度の10月1日現在の住民基本台帳における満65歳以上の人口を基準とする。
- 2 保険給付費割は、前々年度の保険給付実績により概算納付し、当該年度の保険給付実績により精算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後のくすのき広域連合規約別表の規定は、平成26年度分以後の関係市の負担金について適用し、平成25年度分までの関係市の負担金については、なお従前の例による。